

初期対応が いじめを解決



いじめダメ絶対！

目次

1 事例

事例（１）いじめ認知の甘さ

事例（２）不誠実な対応

事例（３）不十分な引継と具体策のなさ

2 いじめの重大事態

3 具体的な指導例

4 いじめへの対応について

本冊子の見方

1 事例

はじめに事例の概要を示してあります。

家庭、子ども、学校、教育委員会（SAT）でのやりとりについて、時系列でまとめています。留意点には、それぞれの事例でポイントとなる場面の、適切な対処について書いてあります。

【担任としてすべきこと】には、「いじめ総合対策【第2次】平成29年2月 東京都教育委員会」の内容を基に、日々子ども、保護者と接する先生方に心がけてほしいことや、知ってほしいこと等についてまとめています。

家庭、子どもの列については、被害側と相手側がありますので、テキストで区別しています。四角形、角丸四角形、矢印吹き出し等テキストの形は違っても、区別の仕方は同じです。

被害側

相手側

2 いじめの重大事態について

3 具体的な指導例

「いじめ総合対策【第2次】上巻[学校の取組編]平成29年2月東京都教育委員会」から、抜粋しました。いじめ防止等の対策を推進するポイントや段階に応じた具体的な取組等が掲載されています。ぜひ、ご覧いただき、日々の教育活動にご活用ください。

いじめを早期に発見するためには？

教師がアンテナを高くし、子どものかすかな変化を見逃さないことが大切です！



アンテナを高くするとはどんなこと？

具体的な取組をチェックしてみよう！

こんな場面で

- 朝の健康観察で、子ども一人一人の顔を見る。
- 子どもたち一人一人に言葉かけをして、対話する。
- 休み時間には、子どもたちと一緒に遊ぶ。
- 子どものグループに入って一緒に給食を食べる。
- 子どもと一緒に清掃する。

こんな子どもたちはいませんか

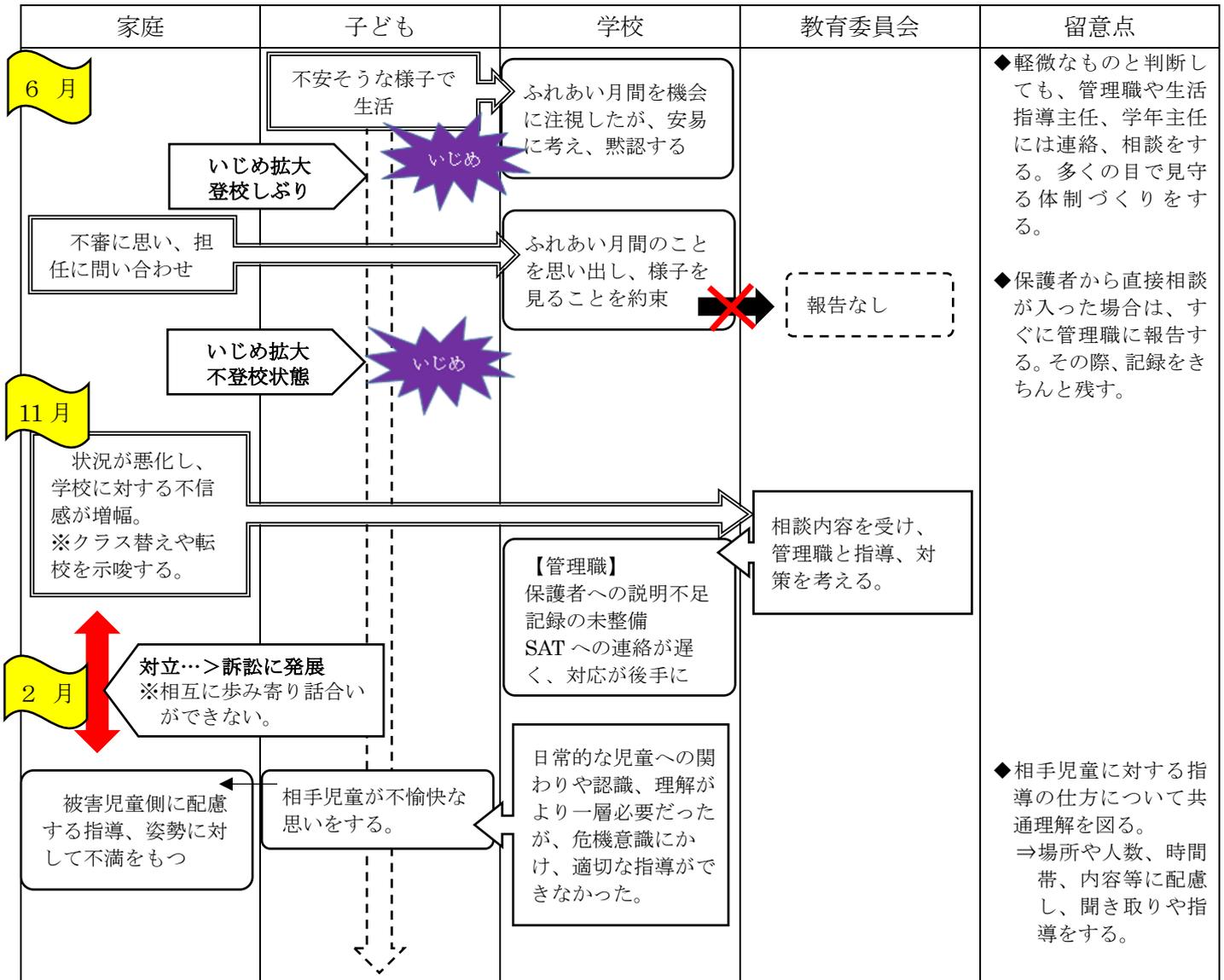
- 遅刻・欠席・早退が増えている子どもはいませんか。
- 返事に元気がない子はいませんか。
- 教室に毎回遅れてくる子はいませんか。
- 忘れ物が急に増えている子どもはいませんか。
- 授業での発言を冷やかされたり、無視されたりしている子どもはいませんか。
- グループ分けなどでなかなか所属の決まらない子はいませんか。
- 休み時間に一人で過ごしている子はいませんか。
- 遊んでいるときも、特定の相手に必要以上に気を使っている子はいませんか。
- 遊び仲間が急に変わった子はいませんか。
- おかずの意図的な配り忘れや不平等な配膳をされている子はいませんか。
- 一人だけ離れて清掃している子どもはいませんか。
- 帰りの会終了後、用事がないのに下校しようとしていない子はいませんか。
- 本意でない係や委員会に無理やり選出されている子はいませんか。
- 衣服の汚れや擦り傷等がある子はいませんか。
- 持ち物や掲示物にいたずらや落書きされている子はいませんか。
- 持ち物がなくなったり壊されたりしている子はいませんか。



1つでもチェックが入る子どもには、丁寧に話を聞き取ることが大切です。

1-1 事例(1)

担任はいじめアンケートにより、児童からのいじめの訴えは把握していた。しかし、その実態についてふざけであると思ふ認識の甘さにより放置していた。登校しぶりが始まったことを不審に思った保護者が担任に問い合わせたところから管理職の知るところになるが、学校内で様子を見守っているうちにますます状況は悪化した。



担任としてすべきこと

(1) 子どもと教職員の信頼関係の構築

いじめを受けたり、見たり聞いたりしたときに、子どもが躊躇なく教職員に相談したり、報告したりできるような信頼関係を様々な活動を通して構築しておくことが大切です。

教職員自身も、言動に十分留意しつつ、日常から子どもとのコミュニケーションを十分に図ること、子どもの訴えを受容的・共感的な姿勢で聴くように心がけてください。

(2) 「いじめ」の定義に基づく確実な認知

いじめの認知に当たっては、被害の子どもが「心身の苦痛を感じている」かどうかを鑑み、個別に判断する必要があります。判断する基準は大人ではありません。

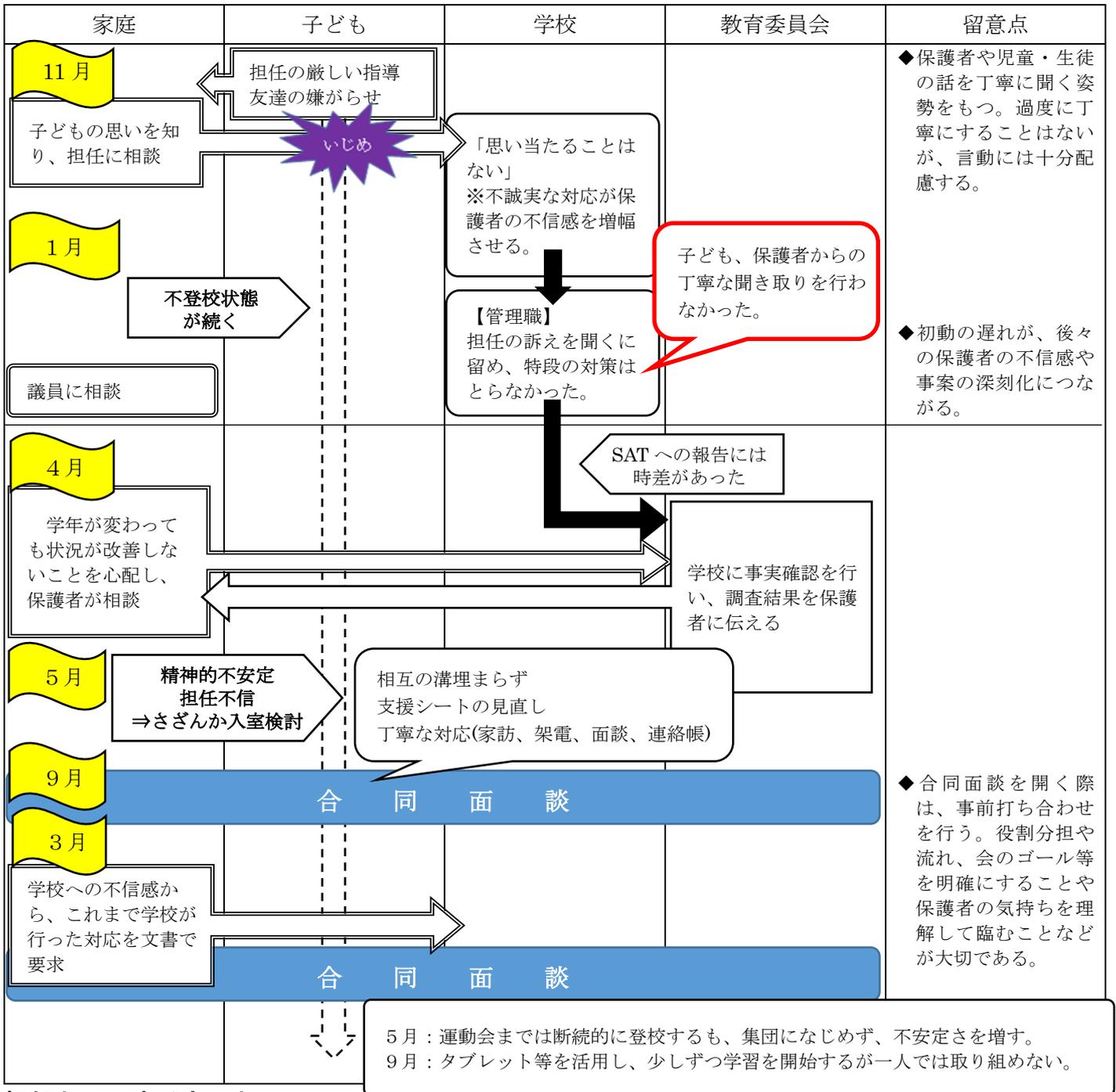
個々のいじめへの対応に当たっては、その行為の重大性（行為が与えた影響、故意性、相手の子どもの人数、継続性等）を総合的に考慮して、適切な対応を行きましょう。

(3) 「いじめ」に対する組織的な対応

いじめを認知したら、すぐに管理職に報告することが大切です。報告することで学校としての組織的な対応が始まります。

1-2 事例(2)

担任の厳しい指導や友達の嫌がらせについて、保護者から担任に訴えがあった。しかし、担任は、保護者の訴えに対し、不誠実な対応をしたことで、保護者の不信感が増幅してしまった。また、管理職も担任からの報告を聞くに留め、学年進級時においても引継等の具体的な対策をとらなかったことで長期化した。



担任としてすべきこと

(1) 子どもの自己肯定感や自尊感情を高める指導

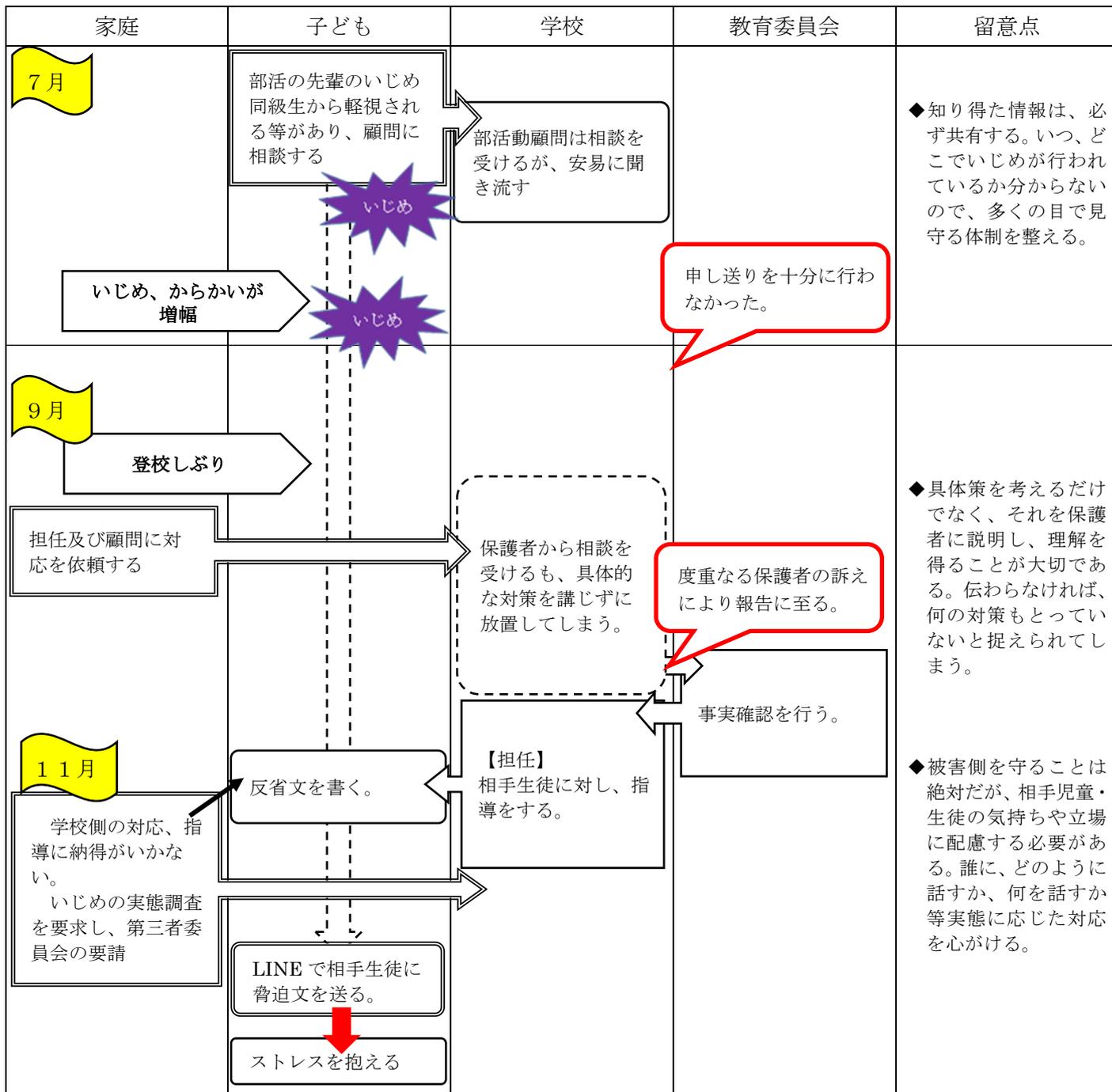
一人一人が活躍できる場や機会を意図的に設定し、安心できる居場所づくりをする。それらの機会を通して、子ども同士が心の結び付きや信頼感を深めるとともに、主体的な学び合いを進め、自尊感情を高め、きずなづくりをする。その際、教員としての言葉の使い方、発言の影響等に十分留意しましょう。

(2) 保護者との信頼関係に基づく対応

被害、相手の双方の保護者が因果関係を十分に理解し、協力を得ることが、いじめ問題を解決するために不可欠です。双方の話を傾聴すること、無責任な発言を控えること、こまめに連絡をとることなど誠実な姿勢で対応し、そこから生まれる信頼関係の下に理解と協力を得られるように努める。

1-3 事例(3)

部活動内の人間関係で悩んでいることを担任に相談したが、担任は管理職に報告せずに留め置いた。そのため、事態が悪化してしまった。学校も保護者からの対応依頼があったにも拘らず、具体的な手だてを講じなかった。そのため生徒間での一層のトラブル、相手保護者との対立へと発展していった。



担任としてすべきこと

(1) 「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的対応

軽微ないじめも見逃さない鋭敏な感覚をもつとともに、一人で抱え込まず、情報を共有し学校一丸となって取り組むことが大切です。報告・連絡を欠かさずに行うことで、教職員の感覚が鋭敏になります。あらゆるいじめに対して、組織的に状況を把握し、適切な役割分担による対応を心がけましょう。

(2) 豊かな情操を培い、人権意識や規範意識を身に付けさせる指導

教職員自身が人権尊重の理念を十分に理解し、互いに尊重し他者と関わることができるように人権教育を進める。そのために、教科、道徳、特別活動や組織的な生活指導を通して、決まりやルールについての理解を深め、それらを守ろうとする規範意識を育むことが大切です。

2 いじめの重大事態

重大事態への対処

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

【いじめ防止対策推進法より】

一に該当する事案について

- (例) ○児童生徒が自殺を企図した場合 ○身体に重大な障害を負った場合
○金品等に重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発症した場合 など

二に該当する事案について

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目途とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

一・二に共通すること

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

【いじめの防止等のための基本的な方針(平成25年10月11日 文部科学省大臣決定より)】

報告⇒ 法による義務規定

…子どもがいじめを受けていると思われるときは、速やかに事実を確認するとともに、その結果を所管教育委員会に報告することが義務付けられています。

連絡

…関係の人に情報などを知らせることで、管理職や学年主任、コーディネーター等にすぐに話をしましょう。

相談

…SATや学校法律相談など、対応に困ったときはすぐに相談をしましょう。学校は、教育委員会に助言を求めたり、専門家(心理職、SSW等)、指導主事等の派遣による支援を要請したりすることができます。

3 具体的な指導例

◎ いじめの程度に応じた対応（例）

- 以下に示す対応は、あくまでも例であり、被害や加害の子供の状況、保護者の意向等に応じて、個別に判断する。
- 下記にかかわらず、事案によっては、重大性や緊急性等に配慮して、行為を確認した時点で教員が即対応し、事後に報告するなどの例外もあり得る。

□：被害の子供への対応例 ■：加害の子供への対応例

		加害の子供の行為の重大性の程度							
		低		高					
		好意で行った言動	意図せずに行った言動	衝動的に行った言動		故意で行った言動			
暴力を伴わない	暴力を伴う			暴力を伴わない	暴力を伴う				
被害の子供が感じる心身の苦痛の程度	低	精神的な状況 暴力を伴う場合	一時的な不快感・落ち込み	けがなし	□■ 経過観察、定期的な声掛け □■ 保護者への連絡	□ 気持ちの受容、良さを伝える、保護者への連絡 ■ 人を傷つける言葉について説諭 □■ 経過観察、定期的な声掛け	□ 心のケア、保護者への連絡 ■ 絶対に使っていない言葉への指導 □■ 経過観察、定期的な声掛け	□ 心のケア、SCの面接、保護者への連絡 ■ 暴力は絶対に許されないことについて指導、相手への謝罪指導、保護者への連絡	□ 経緯の聞き取り、心のケア、SCの面接、何かあったらすぐに相談するよう助言、保護者への連絡 ■ 経緯の聞き取り、反省を促すための別室指導、保護者への連絡 □■ 学校サポートチーム会議の開催
	継続的な不快感・落ち込み	保健室で処置する程度のけが	□ 気持ちの受容、相手の言動の意図を説明、SCの面接 ■ 親切への評価、相手の気持ちの説明	□ 家庭訪問、保護者との連携、SCの面接 ■ 不適切な言動への指導	□ 家庭訪問、保護者との連携、SCの面接 ■ 絶対に使っていない言葉への指導、相手への謝罪指導、保護者への連絡	□ 家庭訪問、保護者との連携、SCによる恐怖感の解消 ■ 怒りの対処法指導、保護者との連携	□ 家庭訪問、保護者への毎日の連絡、SCとの継続的な面接 ■ 複数の教員による指導、監督 □■ 複数の教員による経過観察	□ 学校が守り抜くことを伝える、毎日の状況確認 ■ 警察や児童相談所等との連携による厳しい指導 □■ PTAとの連携、地域住民との連携	
	登校渋り	医療機関で1回治療する程度のけが	□ 家庭訪問、個人面談 ■ 相手の状況に応じた親切的な在り方の指導、保護者への連絡	□ SSW、家庭と子供の支援員活用 ■ 相手への謝罪指導、保護者への連絡	□ SSW、家庭と子供の支援員活用 ■ 保護者との連携、外部専門家との連携	□ SSW、家庭と子供の支援員活用 ■ 医療、福祉期間等との連携	□ SSW、家庭と子供の支援員活用、医療・福祉機関等との連携 □■ 学校サポートチーム会議の開催	□ 毎日の安全確保、状況確認、SSW、家庭と子供の支援員の活用 ■ 警察と連携した法令に基づく措置と厳格な指導 □■ いじめ対策保護者会開催	
	高	重大事態	不登校 入院・ひきこもり 自殺企図	通院が必要ないが 入院が必要ないが 後遺症が残るけが	□■ いじめ防止対策推進法第28条及び第30条に基づく調査 □■ 状況に応じた組織的かつ適切な対応による問題の解決 □■ 再発防止策の策定、実施 ※ 重大事態かどうかの判断は、加害の子供の行為の重大性の程度によることなく、法第28条の規定に基づき、被害の子供が感じる心身の苦痛の程度や不登校の状況、被害の子供や保護者の訴え等を考慮し、学校と所管教育委員会で適切に行う。				

※ SC：スクールカウンセラー SSW：スクールソーシャルワーカー

③ 法による必要がある場合の実施規定

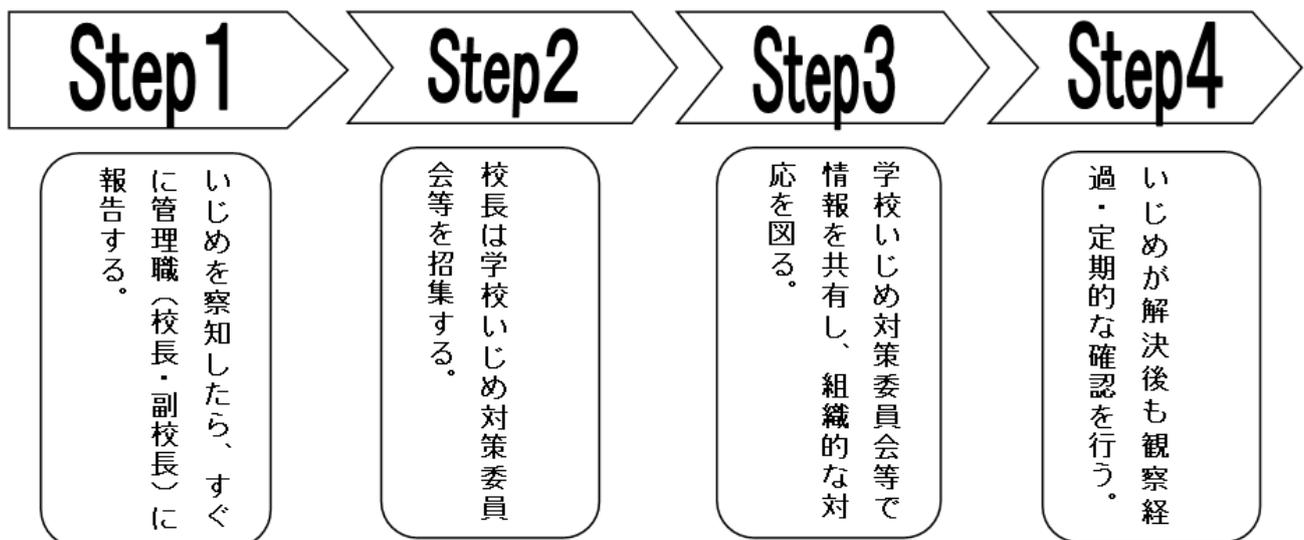
4 いじめへの対応について

担任

- ・ふざけかなと思っても、被害児童生徒からの事実確認
- ・保護者からの連絡が入ったら、丁寧に聞き取り、すぐ管理職に報告

管理職

- ・校内体制を整え、情報共有と事実確認
- ・時系列でしっかり記録をとる



ささっと! **S A T** に相談!!